コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　TOTOKU ELECTRIC CO., LTD.

最終更新日：2016年7月8日
東京特殊電線株式会社
取締役社長　鈴木　義博
問合せ先：管理部人事総務グループ　TEL0268(34)5211
証券コード：5807
http://www.totoku.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営理念の実現を目指し、効率的かつ公正な事業活動を通じて企業価値の向上を図っていくことを経営の最重要事項としております。これを実現していくために、実効性の高いコーポレート・ガバナンスを実現することを重要な要素のひとつであると認識し、経営の透明性を高め、内部統制の仕組み、コンプライアンス体制の充実に努めてまいります。
・経営の迅速な意思決定や効率的な業務執行など経営活動全般における適法性及び適正性を確保するとともに、経営の妥当性の監督機能強化、企業倫理に基づく企業活動の透明性の確保を図ること等により、経営の健全性を確保してまいります。
・業務執行については、執行役員制を採用し、執行役員は取締役会の方針、監督のもとに委譲された職責事項の遂行に専念する体制とし、業務執行の有効性、効率性の向上に努め、もって事業の発展と業績向上を目指してまいります。

当社は、以下の考え方に沿ってコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。
(1)株主の権利を尊重し、平等性を確保します。
(2)株主をはじめとするステークホルダーとの適切な協働に努めます。
(3)会社に関する情報を適切かつ積極的に開示し、透明性を確保します。
(4)取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、客観的な立場からの業務執行監督機能の実効性を図ります。
(5)中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】 議決権の電子行使の環境整備、招集通知の英訳
当社の株主構成において、外国人(法人)投資家の比率は相対的に低いこと等を勘案し、現時点において議決権の電子行使の採用及び招集通知の英文作成は実施しておりませんが、今後、外国人(法人)投資家の比率などが高まる等必要に応じて検討課題といたします。

【補充原則4-1-2】 中期経営計画が目的未遂に終わった場合の原因分析・自社対応
当社は、取締役会において中期のグループ方針や事業方針等を策定し、進捗状況の確認、分析、監視、監督を行うとともに、必要に応じて対策及び次期以降の計画に反映させております。なお、中期経営計画の公表につきましては、現在検討中です。

【補充原則4-2-1】 業績連動報酬・自社株報酬が機能する仕組みを設定
業績連動報酬や自社株報酬などのような持続的成長に向けた健全なインセンティブが機能する仕組みにつきましては、今後必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

【補充原則4-10-1】 指名・報酬委員会等の活用
当社は、取締役の指名については取締役会において経営全般に係る能力、経験、知識を有していることを重視し、独立社外取締役を含む取締役会において審議を行い適切な助言等を得ることとしております。また、報酬の決定につきましても株主総会で決議された報酬総額の枠内で、独立社外取締役を含む取締役会において審議を行い適切な助言等を得ることとしております。なお、より透明性を確保することができるよう、独立社外取締役も参画する諮問機関を設置し、適切な助言・経営の監督強化体制を整備していくことを検討してまいります。

【補充原則4-11-3】 取締役会全体の実効性の分析・評価及び結果の概要
取締役会の運営状況に関する分析・評価及びその概要の開示に関する手続等について、今後実施できるように規程等を策定・検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】 政策保有株式
(政策保有株式)
いわゆる政策保有株式については、発行会社との取引関係の維持・強化、取引の円滑化等を通じ企業価値の向上、中長期的な経済合理性及び将来の見通しを総合的に勘案した上で投資判断の可否を決定しております。また、定期的に保有継続の是非を判断しております。
(政策保有株式に係る議決権行使)
議決権行使に当たっては、議案内容が投資先企業の企業価値向上及び当社の株主利益を毀損するおそれがないか等の観点から検討を行い、賛否を判断することとしております。

【原則1-7】 関連当事者間の取引
当社は、取締役との競業取引及び利益相反取引については、取締役会規則に基づき取締役会の決議事項としており、会社及び株主の利益を害することが無いよう取引が発生するごとに取締役会による事前承認・結果の報告を実施しております。
また、取締役に対して近親者と会社との関連当事者間の取引について、毎年定期的に調査を実施しております。

【原則3-1】 情報開示の充実
(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画
当社は、経営理念を当社ホームページ上において公表しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告「Ⅰ 1．基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3)経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
当社の取締役報酬の決定方針及び手続につきましては、報酬総額を株主総会にて決議し、その枠内において、独立社外取締役を含む取締役会において審議し決定することとしております。

(4)取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
当社の役員選任については、能力、経験、知識が職務を遂行するにふさわしいかどうか等総合的に判断して候補とし、独立社外取締役を含め取締役会にて審議を経た上で、株主総会付議議案とする手続を採っております。

(5)取締役・監査役の指名を行うに当たっての方針と手続
当社は、役員選任議案上程にあたり、社内役員及び社外役員の選任理由を招集通知に記載しております。

【補充原則4-1-1】 経営陣に対する委任の範囲の概要
当社は、取締役会規則及び付議基準等において取締役会決議事項の範囲を定めるとともに、業務執行責任者等による経営会議等への委任の範囲を定めております。また、決裁基準等を定め、業務執行取締役等の権限を明確にし迅速な職務執行の確保に努めております。

【原則4-8】 独立社外取締役の有効な活用
当社は、独立社外取締役を2名選任しており、併せて独立役員として東京証券取引所に届出をしております。現在の独立社外取締役2名は、当社の取締役会の監督強化に資する専門的知識と豊富な経験を有しており、現時点での取締役構成で、取締役会にて独立社外取締役が客観的かつ独立的な立場から意見及び助言を行うことが可能な体制となっており、現状の構成で十分有効に機能していると認識しております。

【原則4-9】 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
当社は、独立社外取締役の選任において、特に経営全般に係る豊富な知識、能力、経験を有していることを重視して選任をしております。また、

会社法上の要件に加え東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準の規定を遵守し、経営の独立性に影響を与える重要な取引関係がない者を独立社外取締役として選任し、同時に東京証券取引所に独立役員として届出をしております。

【補充原則4-11-1】 取締役会全体の人材の多様性確保
当社の取締役会は、事業や会社業務に精通し機動性を有する業務執行取締役と幅広い視点による経営に対する助言と監督が期待できる社外取締役で構成されており、バランスのとれた取締役会を構成しています。取締役の選任については、経営全般に関する豊富な知識と経験を備えていることを基に選任をしております。

【補充原則4-11-2】 他の上場会社の兼任状況
当社の取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社定時株主総会招集通知、事業報告及び株主総会参考書類に記載のとおりです。

【補充原則4-14-2】 トレーニングの基本方針
就任時において、役員研修の機会を提供しています。その後必要な知識習得のための講習等も随時受けることが可能です。講習を受ける場合に要する費用は、当社が負担いたします。
また、当社グループの事業や財務等の状況について基本的な情報を提供し、また、随時、事業環境や動向、見通し等、経営判断に必要な情報を提供しております。

【原則5-1】 株主との建設的な対話に関する方針
当社は、株主との建設的な対話を促進し、企業の持続的成長と企業価値の向上に資するよう体制整備及び取組みを行っております。
体制としては、当社管理部担当取締役がIR活動の責任者として、IR活動に係る業務の管理全般を統括しており、株主との対話の申込みに関しては、原則として管理部担当取締役もしくは当該取締役から委託を受けた管理部総務担当管理職が、情報開示の公平性に留意しつつ合理的な範囲で前向きに対応することとしております。
なお、インサイダー情報につきましては、情報漏えいの防止、情報開示の公平性の観点から、沈黙期間を設定し、この期間中は決算に関するコメントや質問に対する回答を控えさせていただきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
古河電気工業株式会社	3,847,248	56.50
株式会社みずほ銀行	201,482	2.96
株式会社りそな銀行	149,700	2.20
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	63,500	0.93
住友生命保険相互会社	55,400	0.81
桜井　昭一	54,200	0.79
大和証券株式会社	53,300	0.78
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	53,200	0.78
朝日生命保険相互会社	47,200	0.69
三洋貿易株式会社	46,000	0.67

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	古河電気工業株式会社 (上場:東京) (コード) 5801

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

(1)支配株主との取引に係る意思決定手続の正当性について
価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して価格交渉の上で決定しており、また、取引にあたり各取引ごとに必要となる社内手続きを行い適切に対応しています。
(2)取引の合理性や取引条件の妥当性について
当社品の支配株主への販売については、グループ会社としての協力関係により、従来から全てOEM製造により当社製品を納入しており、OEM製造の為、当社ブランドの製品と比較して利益率は以前から低い状況にありますが、支配株主であることによる有利な条件設定等、不適切な取引は行っておりません。
原材料の支給及び購入においても、支配株主であることによる有利な条件設定等、不適切な取引は行っておりません。
(3)適正性の確保について
上記については、監査役及び独立監査人による定期的監査の実施により、社内規則及び関係法令の遵守についての確認を行い、適正性を確保しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石川 宏	他の会社の出身者											
米山 直人	他の会社の出身者								△			

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石川 宏	○	エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社出身	石川氏は、エヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社の代表取締役社長等を歴任されており、経営全般に関する豊富な知識、経験から、当社の経営全般に対し助言をいただき、経営監督機能の強化に貢献していただけるものと判断しております。同氏はエヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社の業務執行者ではなくなっていること、ならびにエヌ・ティ・ティ・アドバンステクノロジ株式会社を含むNTTグループとの間には、経営の独立性に影響を与えるような重要な取引関係は無いことから、独立した立場から業務執行にあたる要件を十分確保しているものと判断し、独立役員として指定しております。
米山 直人	○	富士電機株式会社 特別顧問	米山氏は、富士電機株式会社の取締役執行役員常務等を歴任されており、経営全般に関する豊富な知識、経験から、当社の経営全般に対し助言をいただき、経営監督機能の強化に貢献していただけるものと判断しております。 同氏は、富士電機株式会社の業務執行者でなくなっていること、ならびに富士電機株式会社を含む富士電機グループと当社との間には、経営の独立性に影響を与えるような重要な取引関係は無いことから、独立した立場から業務執行にあたる要件を十分確保しているものと判断し、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人とは、監査方針及び監査結果について意見交換を行うなどにより連携をとっております。
内部監査部門である監査部とは、適宜連携をとり情報交換及び意見交換を行うことにより業務の健全化維持を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神代　博之	他の会社の出身者			△				△		△				
松村　泰三	他の会社の出身者			△				△		△				
浅海　聖彦	他の会社の出身者							△		△				
増戸　清隆	他の会社の出身者							△		△				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神代　博之		古河電気工業株式会社出身	当社の親会社及びその子会社における経営全般に関する豊富な経験と幅広い見識により監査機能強化に適任であるため。
松村　泰三		古河電気工業株式会社出身	当社の親会社における経営全般に関する幅広い知識を当社の監査に反映していただくため。
浅海　聖彦		株式会社第一勧業銀行（現、株式会社みずほ銀行）出身	金融機関における勤務経験があり、監査役としての専門知識及び広い見識を当社の監査に反映していただくため。
増戸　清隆		株式会社埼玉銀行（現、株式会社りそな銀行）出身	金融機関における勤務経験があり、監査役としての専門知識及び広い見識を当社の監査に反映していただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

インセンティブ付与に関する施策は、ありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において、取締役の年間報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、取締役の報酬額を年額180百万円以内、監査役の報酬額を年額65百万円以内としており、その範囲内で取締役については業績を反映した報酬額とすることを基本に取締役会の審議を経て決定しております。なお、退職慰労金制度は2007年に廃止しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会資料については、取締役及び監査役全員に対し事前に配布しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、原則として月1回開催し、法令、定款などに定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行について監督を行っております。取締役の任期は1年として経営責任を明確化するとともに、社外取締役の選任により経営監督機能の強化をはかっております。
業務執行に関しては、業務執行と経営の意思決定を分離し、ガバナンス体制の機能強化を図る為、2002年6月から執行役員制を導入しており、取締役会の方針・監督のもとに委譲された職責事項の遂行に専念し、もって事業の発展と業績向上を図る体制としております。
また、代表取締役及び執行役員等により構成される経営会議を設置し、業務執行に関する重要課題について審議・検討を行っております。なお、取締役には代表取締役を含めて6名の取締役と、2名の社外取締役が選任されております。社外取締役の選任においては、経営全般に関する豊富な知識、経験から経営全般に対して助言を頂き、独立した立場から経営監督機能の強化に貢献して頂くことを目的としています。
また、監査役会設置会社制度を採用しており、監査役は、監査役会が定めた監査方針・計画等に基づき、取締役会、経営会議等重要な会議へ出席するとともに取締役や執行役員等から職務執行状況の報告を受ける等により、経営の監査を行っております。
内部監査につきましては、内部監査部門として監査部を設置し、業務の健全性を確保するため、内部統制の有効性、業務の適法性・適正性等の観点から内部監査を実施し、その結果に基づき改善等を行う体制としております。また、監査役と適宜連携をとり情報交換及び意見交換等を行っております。
会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査人に、新日本有限責任監査法人を選任しており、期中において適宜監査を受けております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別の利害関係はありません。業務を執行した公認会計士の氏名、所属監査法人は次のとおりであります。
業務執行社員：石黒　一裕　新日本有限責任監査法人
業務執行社員：吉田　哲也　新日本有限責任監査法人

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員が業務の執行に専念するとともに、取締役会においては独立役員に指定された2名の社外取締役が業務執行を監督し、監査役会においては4名の社外監査役が取締役の職務執行を監査しており、それらの実効性が確保されているものと考え、現状のコーポレートガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月28日開催の第98期定時株主総会に関する招集通知は、法定期日より1営業日前の同年6月13日に発送しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報及び適時開示資料等を、ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署名 管理部人事総務グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動憲章を制定するとともに経営方針において、すべてのステークホルダーとの良好な関係構築に取り組んでいくことを明確にしております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境管理委員会を設置し、環境方針及び行動計画を定め、地球環境に配慮した事業活動並びに環境保全活動等に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社情報の適時開示に関する社内規程を制定し、株主の皆様等ステークホルダーに対して適時・適切な情報開示に努めることを重要課題と位置付けております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、法令及び企業倫理の遵守体制を強化するとともに、業務の適正を確保するため、内部統制システムを整備するとともに、その効果的な運用を図っていくことを基本としております。
当社における内部統制システムの構築に関する基本方針の骨子は次のとおりです。
1．職務執行の法令遵守に関する事項
コンプライアンス活動の推進を図るため、企業行動憲章及び行動指針を制定し、その周知を図るとともに、内部通報制度を導入して未然防止、早期是正を図る体制をとっております。
2．職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
重要な記録及び書類については、法令及び文書管理規程等の社内規程に基づき、また電磁的媒体に記録された情報については、情報セキュリティマニュアル等の社内規程に基づき、重要な経営資産として保護し適正に取り扱うこととしております。
3．損失の危険の管理に関する事項
リスク管理体制については、リスク管理規程等の社内規程に基づき、損失の危険を未然に防止するための措置をとるとともに、損失の危険が発見されたときは損失を最小限に抑えるべく、特別に対策委員会等を設置し迅速かつ適切な対応をとることとしております。
4．職務執行の効率性に関する事項
中期経営計画及び各期ごとの予算を作成して達成すべき経営目標を定め、各部門はその目標達成に向けて職務を遂行し、達成状況については定期的に経営会議及び取締役会に報告することとしております。
5．企業集団における業務の適正性確保に関する事項
子会社別に責任者を定め、経営状況の把握、子会社に対する経営指導を行う体制にしております。また、グループ全体で法令遵守及び業務の適正性を確保するため、企業行動憲章、コンプライアンス、リスク管理等に関する事項は、グループ全体で取り組む体制としております。
6．監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項
監査役からその業務を補助すべき従業員の設置を求められた場合は監査役と協議の上適任者を配置するものとし、当該従業員の異動、考課等については監査役の同意を要する等、取締役からの独立性を保障することとしております。
7．監査役への報告、その他監査役監査の実効性確保に関する事項
取締役または担当部署の責任者は、内部統制の構築・運用状況を適宜監査役に報告し、また会社に著しい損害を及ぼす事実等を発見したときは、速やかに監査役へ報告する体制としております。監査状況については、定期的に社長及び担当取締役が報告を受けるとともに監査役と取締役との意見交換会を開催することとしております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章において、反社会的勢力に対しては、その排除のために毅然とした態度で対応することを基本方針としております。これを実現するために、反社会的勢力の不当な要求に屈することなく一切の関係を遮断することを行動指針に明記して徹底しております。また、対応所管部署である人事総務担当部門は、警察や外部関係機関からの情報収集に努めるとともに当該関係機関等との連携を図ってまいります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、当社及び子会社に関する重要情報等を適時適切に開示することを方針とし、その体制については会社情報の適時開示に関する規程を制定しております。
社内体制の概要は、重要情報の収集・管理を行なう責任者として、情報取扱責任者を置いております。当社及び子会社に関する重要な事実については、社長及び情報取扱責任者へ報告される体制とし、情報取扱責任者は、重要な決定事項並びに報告された重要な事実等について、適時開示に関する諸規則の定めに基づき適時開示の要否を判定しております。開示を必要とする会社情報については、所定の機関決定を経た上で、適時開示に関する諸規則に基づき開示手続きをとっております。

当社のコーポレート・ガバナンスの模式図

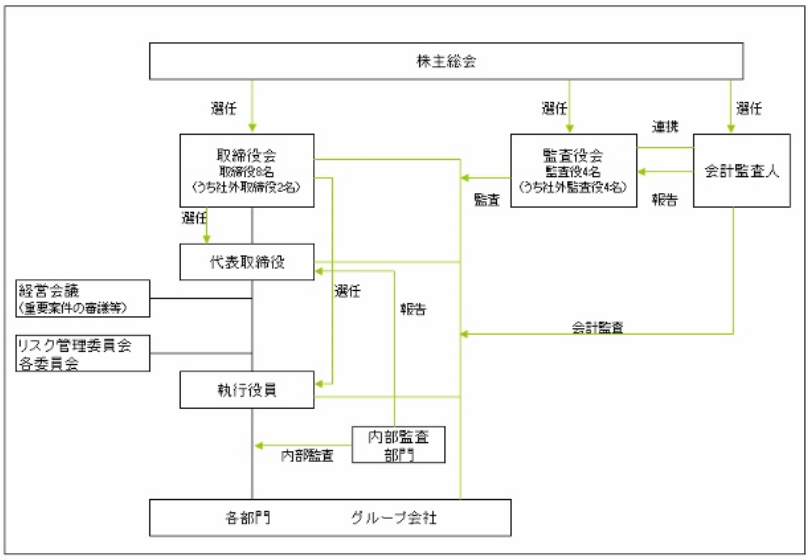

当社の会社情報の適時開示フロー

